

## 告示第36号

宇佐市平和ミュージアム（仮称）建築基本設計・実施設計業務委託の公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示

次のとおり参加表明書及び技術提案書等の提出を招請します。

平成28年3月16日

宇佐市長 是 永 修 治

### 1. 業務の概要

- (1) 業務委託名 宇佐市平和ミュージアム（仮称）建築基本設計・実施設計業務委託
- (2) 業務内容 本業務は、平和ミュージアム（仮称）建築基本設計・実施設計業務委託を行うものである。
- (3) 履行期間 契約締結の翌日から平成30年3月15日まで  
ただし、詳細な業務履行期間については、契約締結時に決定する。
- (4) 敷地条件
  - ①事業地 大分県宇佐市大字城井  
城井1号掩体壕の東側と南側に隣接した区域
  - ②計画区域 22,697㎡（用地交渉中）
  - ③都市計画 都市計画域内（用途区域外）
  - ④現況 水田
- (5) 規模
  - ①建物 延床面積 3,500㎡程度
  - ②駐車場 面積 5,800㎡程度
  - ③その他 その他の部分については、公園的整備を行う。

### 2. プロポーザル実施上の資格要件

- (1) 参加表明書等を提出できる者は、次に掲げるすべての要件に該当する単体企業とする。
  - ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - ②「宇佐市が発注する測量、地質調査、建設コンサルタント業務及び補償コンサルタント業務に係る競争入札について（平成17年宇佐市告示第103号）」に基づき認定（有効期限：平成27年4月23日から平成29年3月31日）を受けている者、又は、建設コンサルタント等の平成28年度競争入札参加申請を大分県と宇

佐市に申請している場合は、同等の書類一件の書類を提出できる者であること。

- ③公告日現在において、大分県が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格を有する者に対する指名停止措置要領（昭和60年3月8日大分県告示第267号）又は宇佐市が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格を有する者に対する指名停止等の措置要領（平成17年3月31日告示第106号）の定めにより指名停止の措置を受けている、又は受けるもの受けることが明らかである者でないこと。
- ④宇佐市暴力団排除条例（平成23年7月1日条例第13号）第2条第1号及び第2号に該当しない者であること。
- ⑤建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく、一級建築士事務所の登録を行っていること。
- ⑥日本国内で、平成13年4月1日から平成28年3月31日までに設計業務が完了する博物館（美術館、図書館、資料館等を含む。）で、延床面積2,500㎡以上の施設の新築又は増築に係る設計業務（設計意図伝達業務（平成21年国土交通省告示第15号別添一第1項第三号による。）を除く。）を元請として行った実績を有すること（設計共同企業体による実績は、出資比率30%以上の実績に限る。）。
- ⑦上記⑥に該当する業務を元請として行った実績（当該設計業務の契約期間のうち、過半の期間において設計業務に携わった者に限る。）を有する一級建築士を管理技術者として配置できる者であること。
- ⑧公告日現在において、手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- ⑨公告日現在において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き（更生手続開始の申し立て以後の手続きをいう。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続（再生手続開始の申し立て以後の手続きをいう。）が係属中である者でないこと。
- ⑩公告日現在において、民事執行法（昭和54年法律第4号）による差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税、地方税その他の公課について滞納処分の執行を受けている者でないこと、又は第三者による債権保全の請求が状態として行われているものと認められる者でないこと。
- ⑪公告日現在において、民事保全法（平成元年法律第91号）の規定に基づく民事保全の手続が常態として行われているものと認められる者でないこと。
- ⑫国税、都道府県税及び市町村税を滞納していないこと

## （2）技術者の配置

- ①管理技術者並びに意匠、構造、積算、電気設備及び機械設備の各主任技術者を

それぞれ1名ずつ配置すること。管理技術者とは、業務の管理及び統括を行い、主任技術者とは、管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担うものをいう。

- ②管理技術者、意匠設計主任技術者は、参加表明書等の提出時点において一級建築士の資格を有すること。
- ③管理技術者並びに意匠主任技術者については、参加表明書等提出日以前3か月以上、参加者と直接的な雇用関係を有すること。
- ④管理技術者は、主任技術者を兼任してはならない。また、各主任技術者は他の主任技術者を兼任してはならない。
- ⑤意匠主任技術者を除く各主任技術者については、協力事務所を加えることができる。

### 3. 審査方法

- (1) 受託候補者の選考に当たっては、宇佐市平和ミュージアム（仮称）建築設計事業者選定審査会（以下、「選定審査会」という。）において審査を行う。  
なお、選定審査会の委員については、審査における公平性を確保するため、プロポーザルの審査終了後に公表することとする。
- (2) 本業務の受託候補者の選定は、基本設計・実施設計業務事業者選定実施要領（以下「選定実施要領」という。）に基づいて一次審査及び二次審査を行い、二次審査の評価点が高い提案者から最優秀者、優秀者を選定し、選定結果は、全ての応募者へ文書で通知する。
- (3) 一次審査
  - ①提出された参加表明書等を主観審査（審査要領に基づき審査委員が各自評価を行い、それをもとに選定審査会で審議する。）及び客観審査（提出された参加表明書等又は技術提案書を審査要領に基づき事務局が採点し、それをもとに選定審査会で審議する。）し、両審査の評価の合計が高い上位から二次審査の対象者として5者程度を選定する。
  - ②一次審査の結果は、平成28年4月18日（月）の午後5時までに宇佐市ホームページで公表する。また、二次審査の対象となる参加者については、文書及び電子メールにて通知する。なお、審査結果に係る問い合わせ及び異議申し立ては一切受け付けない。
- (4) 二次審査
  - ①提出された技術提案書を、公開のプレゼンテーション及びヒアリング（以下、「プレゼン等」という。）を経て、評価項目ごとに主観審査及び客観審査を行う。  
プレゼン等説明者は、プレゼン等の説明を行う時間を除き、同会場の入場を制限する。なお、二次審査の提案者に関係する者も同様とする。

- ②プレゼン等の説明者は、管理技術者及び主任技術者とする。
- ③プレゼン等の説明する者は、様式2に記載されている6名以内とする。

#### 4. 関係資料の配布

- (1) 公告及びプロポーザルの選定実施要領は宇佐市のホームページに掲載する。

宇佐市ホームページ：<http://www.city.usa.oita.jp/>

- (2) そのほか参加表明書等の作成に必要な資料を希望する場合は、次の通り配布する。

##### ①期間

平成28年3月16日（水）から平成28年4月7日（木）までの午前9時から午後5時まで（土日、祝日を除く。）

##### ②配布場所

宇佐市教育委員会社会教育課平和ミュージアム建設準備室

住 所 〒879-0492 大分県宇佐市大字上田1030-1

電 話 0978-32-1111（内線695、696）

##### ③配布方法

記録媒体（CD-RW又はDVD-RW）を持参又は郵送すること。郵送の場合は事務局あてに返信用封筒（定形外角2の大きさで690円の切手を貼り付けたもの。）を同封して請求すること。

#### 5. 委託契約

- (1) 市は、選定審査会で選定された最優秀者との間で契約交渉を行う。

ただし、本要領及び見積書、技術提案書等を基に契約内容についての協議を行い、契約条件について合意した後に契約を締結する。また、受託候補者であることを通知した日の翌日から起算して7日以内に協議と調整が整わない場合は、優秀者に選定された者が、宇佐市と協議を行う。

- (2) 設計委託料（契約額）の上限は、67,209千円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではない。
- (3) 契約手続き及び契約書は、宇佐市契約事務規則（平成17年3月宇佐市規則第34号）の定めるところによる。
- (4) 本業務は、債務負担案件業務である。債務負担の割合は、平成28年度基本設計30%、平成29年度実施設計70%とし、年度毎に成果物を提出することを要する。

※詳細に関しては、宇佐市平和ミュージアム（仮称）建築基本設計・実施設計業務事業者選定実施要領による。